

# 福祉文教委員会会議録

令和5年7月3日(月)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 11:12

## 【 案 件 】

1. 閉会中の特別付託事件について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (高齢介護課)  
2. 工事請負契約について (契約課)

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。本日は、議事の都合により、先に報告事項を行います。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

### ○高齢介護課長

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてご報告いたします。

資料1をお願いいたします。まず、1の策定の趣旨でございますが、介護保険制度に適切に対応し、全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。

2の計画期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年計画となっております。

3の策定の方法につきましては、高齢者実態調査の調査結果を基に、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料といたします。そのほか、介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。その後、高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、附属機関であります飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画の検討、諮問、答申を受けて計画を策定してまいります。

4の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュールにつきましては資料2をお願いいたします。高齢者実態調査の結果や今後の飯塚市の人口、事業推計、基礎データの収集整理及び課題分析を基に、飯塚市高齢社会対策推進協議会で検討を重ね、12月には契約案について市民への意見募集を行い、翌年3月の議会において、介護保険条例の改正案及び次期事業計画書の説明を行う予定としております。

資料1に戻りまして、5の高齢者実態調査につきましては、本調査については、本年3月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査の5種類の高齢者実態調査を実施しております。①の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査対象者及び調査数は、要介護認定を受けていない方、65歳以上の高齢者を調査対象とし、調査数は3千人でございます。この要介護認定を受けていない方につきましては、要介護1から5の認定を持っていない方を対象としております。また、②の在宅介護実態調査の調査対象者及び調査数は、在宅で生活をしている要介護等認定者で、施設入所者を除く者を調査対象とし、調査数は1500人であります。③の在宅生活改善調査につきま

しては、在宅で生活し、現在のサービス利用では、生活の維持が困難となっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としております。④の居所変更実態調査につきましては、過去1年間の新規入所・退去の流れや退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的としております。⑤の介護人材実態調査につきましては、介護人材の実態を把握することで、介護人材の確保に向けて、必要な取組等を検討することを目的としております。いずれも、市内に住所を持つ介護保険事業者を調査対象としており、調査数は資料のとおりです。なお、調査の内容、抽出方法及び調査方法については、資料に記載のとおりとなります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。それで、提出資料がありますけれども、高齢者実態調査、2月から5月までということになっておりますので、もう終了しているわけですね。これはどこの支援を受けましたか。

○高齢介護課長

業者につきましては、グローバル・ライフ・サポート株式会社に委託しております。

○川上委員

その会社との関係で、実績はどうでしょうか。

○高齢介護課長

飯塚市が発注したのは今回が初めてとなります。

○川上委員

その会社はほかの自治体との関係で、あるいは広域があるかもしれませんが、飯塚市以外での実績はどうですか。分かりますか。

○高齢介護課長

申し訳ありません。それについては把握いたしておりません。

○川上委員

その業者はどうやって選定したんですか。

○高齢介護課長

指名競争入札で行っております。

○川上委員

ということは、金額だけで決めたわけですね。

○高齢介護課長

はい。指名競争入札なので、そのとおりだと思います。

○川上委員

それは、実績は関係がないということになりますけれども。この会社はどういう会社ですか。概要は。

○高齢介護課長

住所が福岡県福岡市博多区綱場町5番1号にある、代表取締役が日暮様で、会社設立が平成10年9月16日、資本金が1千万円の会社でございます。

○川上委員

何人ぐらいでやっている会社ですか。

○高齢介護課長

従業員の数は全体で7名となっております。

○川上委員

先にちょっと聞きましょう。この会社への委託内容はこの調査だけですか。それ以外もあるんですか。

○高齢介護課長

調査につきましては、この実態調査のみ委託しております。

すみません、調査及びその間の分析までお願いしております。

○川上委員

計画策定について、策定するまでずっとサポートする業務ではないわけですね。

○高齢介護課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

それではこの成果品、5月末までにまとめた、これは公表しているんですかね、今。

○高齢介護課長

成果品につきましてはまだ公表いたしておりませんが、うちで調査をいたしまして、当然、成果品については、今後、ホームページ等で公表する予定にしております。

○川上委員

まだしてないということなんだけど、いつする予定ですか。

○高齢介護課長

予定につきましては、喫緊といいますか、一応まとまっておりますので、あと、中で再度精査しまして、早急にはしたいかと思っております。

○川上委員

業務を発注する段階で、5月末までってことで、成果品は5月末までに来るようになっていくわけでしょう。それをまあいろんな精査・手続があるんでしょうけど、いつ公表するというのは決めてなかったんですね。

○高齢介護課長

はい、実際成果品は当然いただいておりますけど、まだ公表をいつの段階でするといのは決定しておりませんでした。

○川上委員

実は公表日はもう決めていたけれども、成果品への信頼度に関わって公表をずらしておるといようなことはないんですか。

○高齢介護課長

いえ、決してそんなことはありません。

○川上委員

成果品はどの段階にまとまっているんですか。成果品は高齢介護課に提出されるんですか。

○高齢介護課長

当然、うちの課のほうに提出されております。

○川上委員

どこで止まっているんですか。課で止まっているんですか、部で止まっているんですか、市長までは行っているんですか。そういうことを聞いたわけです。

○高齢介護課長

どこで止まっているといいますか、当然成果品は来ておりますので、その分の完了も終わっております。あと、当然ホームページで公表した際には、もしいろんな問合せがあった際には、当然担当課のほうでも答える必要がありますので、担当課のほうでも中身の分析とですね、そういったところを把握した上で公表しようかと思っております。

○川上委員

それがいつか決まってないという、それはちょっと不思議じゃないですか。それはいつ決ま

るんですか。

○高齢介護課長

当然、計画策定につきましては先ほどの協議会とか専門委員会等が審査していきますので、それまでにはなるべく公表するような形で進めたいと思っております。

○川上委員

ですから、時期を聞いたわけです。そういう抽象的なことではなく、8月の下旬とか、7月中とか、もう諮問機関の会合が始まっているわけでしょう、4月から。その方たちのお手元にもまだ行ってないんですかね。

○高齢介護課長

専門委員会の第1回目を7月の中旬に予定しておりますので、その前までには当然公表して、図っていきたいと思っております。ですから、7月中には公表する予定としております。

○川上委員

何かこう——ボールがかかっているという感じ——。いつですか、予定日は、その会合の。

○高齢介護課長

一応、第1回目の専門会議を予定しているのは、7月12日を予定しております。7月12日でございます。

○川上委員

そしたら、その日にその方たちに資料が届くわけですか。その日に配付するんですか、その方たちに。事前に配付するんですか。

○高齢介護課長

配付の仕方については、事前に配付するのが——、当然量もありますので、当日配付では目を通しにくいかと思っておりますので、その辺は資料をなるべく事前には配付いたしたいと思っておりますけど、今の段階では決定しておりません。

○川上委員

今日、福祉文教委員会があっているわけですよ。どうして提出しないんですか。

○高齢介護課長

先ほどもちょっと答弁にありましたけど、実際の成果品を見た中で、私どもも当然、その内容について、質問を受けたときに、当然的確に答えたいと思ひまして、実際職員のほうも中の確認といいますか、当然どういった状況だったのかを把握するのにちょっと時間を要しております。

○川上委員

今のは福祉文教委員会に提出すれば質問が出るでしょうと。それに答え切れないとまずいので、勉強しておるので出さなかったということですか。

○高齢介護課長

質問が出て、まずいと言いますか、当然資料とかを提出する際には、当然それに対してある程度、きちっと答えができるような準備も必要でありますので、それで若干今回の提出を見送っただけです。

○川上委員

おかしくないですか。あなた方が報告したいということで、福祉文教委員会は報告を聞こうということなんでしょ。我々も関心がありますよ。7月3日というのは、この時期に福祉文教委員会をすれば、この時期って決まっているわけじゃないですか。どうして間に合わないんですか。大事な中身。逆に言えば、福祉文教委員会はホームページで公表したときに見てくださいということなんでですか。

○高齢介護課長

決してそういった意味で今回報告しなかったわけではありません。当然、自分たちもきちっと中身の精査、分析をした中で、実態調査の結果につきましてはまた、今後の委員会の中では当然報告いたすつもりでございました。

○川上委員

今後の委員会とはいつのことを言っているんですか。5月末にもう成果品は出ているんですよ。あなた方が議論して、その成果品、ここが不十分だから変えるとかできるようなものじゃないわけでしょ。成果品を出せばいいじゃないですか。量が多ければDVDとかいろいろあるでしょう。市議会、福祉文教委員会との関係において、こういう関係ですっていくのかという感じなんです。というのがちょっと。

それで、結局この場では、何日に公表するというのは答弁がないし、福祉文教委員会にはいつ、委員のメンバーにいつ渡すというふうには言えないですか。

○高齢介護課長

直近の予定では恐らく、閉会中、8月に予定されるかと思っておりますので、そのときまでにはなるべく間に合うようにいたしたい、当然7月中にはホームページで公表いたしますので、そのときにはご報告していけるようにしたいと思います。

○川上委員

市民に公表するより先に必ずもらわないと気が済まないというわけではありません。しかし議会は、2元代表制の下で、議会の責任があるじゃないですか。ですから、公表したら、あなた方は市民から質問を受けるかもしれないので勉強しておきたいというふうにおっしゃるけど、我々も同じ、責任の性質が違うと思うけど、責任があるわけですよ。議会は7月3日にはもう福祉文教委員会があって、報告を受けていたんでしょ。そのときに、調査結果については何らのこともなかったんですかということになるわけにいかないと思って今聞いているわけですよ。ちょっと相談して、いつ出せるのか答弁してくれませんか。

○高齢介護課長

すみません。当然7月中には公表しようと思っておりますので、その旨、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

違う話になっていますね。7月12日に会議するんでしょ、会合を。その前には公表したいと言っていたじゃないですか。なぜ今7月中にというふうにはずらすわけですか。

○高齢介護課長

(発言する者あり)すみません。私もちょっと答弁の仕方がまずかった。当然7月12日には最初の専門委員会を予定しておりますので、それまでには当然公表いたしたいと思っております。

○川上委員

福祉文教委員会にいつ出すのかということ相談して、答弁できませんかと言ったんですよ。あなた今公表と言ったでしょ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:20

再開 10:26

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

申し訳ありません。7月12日の専門委員会のほうに当然実態調査の結果を踏まえ、ご意見をいただきまして、その意見等も聞いた中で、8月の閉会中の委員会で議会のほうには報告いたしたいと思っております。

○川上委員

専門委員会に何の権限があるんですか。我々は専門委員会の了承を得なければそれを見ることができないわけ。どういう趣旨の答弁ですか。

○高齢介護課長

実態調査の結果について一応専門委員会の意見を求めまして、それを踏まえた上でご報告したいということで、決して意見を求めなければ議会に報告できないということではありませんので、その旨、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

まず、ちょっと委員長にお尋ねしますが、この実態調査の提出について、提出をしなくてよいというようなことで了承を与えたりしたんですか。

○委員長

特に打合せは、その辺はしておりません。

○川上委員

議会側にはさ、何のあれもないわけでしょ。了承したことがないわけでしょ、委員長も。なのに、議会の側は——、通常出すでしょう。委員長が出さなくていいと言っているわけでもないのに、あなた方の諮問機関の中のまた専門委員会でしょ。それは直接諮問機関じゃないんだね。諮問機関の中の一つ、8人でつくる専門委員会でしょ。そこのご意見を聞かないと飯塚市議会には提出できないということを今言っているわけね。議会とは何なんですか、あなたたちにとって。税金で発注して、仕事してもらった成果品のことなんでしょう。

それで、川上さん、もらってどうするんですかというふうに思う。あのね、まずその成果品が正しく行われ、そして、調査目的に従った実態が反映されているかどうかというのはチェックしますよ。そしてまたその中で、少数の声はどのように扱われるべきかということを考えていきますよね。それから、例えばもう一つは、今回のことで何かがあると決めているわけではございませんけども、一般論として、いいかげんな調査結果が、あそこの自治体のものをこちらに適用しましたみたいなことが、過去、全国的にはあったこともあるわけですよ。だから、そうしたことも踏まえ、見ながら、来年度から3か年の計画ですから、この基礎となる資料がまともかということ、我々はチェックする義務があるんじゃないですか、福祉文教委員会は。だからくださいと言っているわけですよ。思うわけです。まだくださいと言っていないね。なぜ出さないのかということと言っているわけです。いつ出すのかと聞いているわけ。そういう立場で、あなた方が5月末に手に入れたものを、3か月間、議会には隠して、出さずに、内部で、7月12日でしょう、専門委員会。それからまた半月以上も遅れて、20日も遅れて、でないと出さないというのは何なんですか。この間のスケジュールを見たら分かるでしょう。どんどん先に行ってしまうじゃないですか。もうスケジュール見たら、7月以降のスケジュールが出ているじゃないですか、あなた方の。もう議会はさ、後からついていくことになりますよ、これ。後からついてこいということを実際上答弁しているのとあんまり変わらない状況なんですよ。そういう間柄なんですか。私たち監視機関です。市民から市長の税金の使い方とか、市政運営の在り方について、あなた方はチェックする係ですよということで仕事を与えられているわけですよ。市長と同じように市民から直接選ばれているわけです。そういうところなんです。だから、市長、久しぶりにここで会うけど、あれですよ、12日専門委員会に説明の後に、さらに遅れて、20日遅れて、20日ぐらい遅れて8月の閉会中の福祉文教委員会に出しますと、福祉文教委員会に出すわけ。当日出すんですか。8月の閉会中の福祉文教委員会するときには報告し、それは、質問するかもしれんし、付託案件になるかもしれないんですよ。そしたら、もう一日も早く、我々は欲しい。所管事務調査になる——、9月が所管事務か。だから、議会の仕事をする上でも、それはすぐ欲しいわけですよ。普通。委員長はなぜ要求しなかったのかと思うけど。これは議案ではないので、すぐここで決定して資料要求するわけにいきませんが、7月12日以降、8月の頭ですよというのは、ちょっと委員長、私納得いきませんが。

今日出せないんですか。ちょっと委員長、質問してください。

○福祉部長

担当課長が申しておりますように、本日出せる準備ができておりません。今後につきましては、12日、専門委員会にかけますけれども、それには必ず前もってお渡しできるような準備を進めてまいります。福祉文教委員会につきましては、委員長と相談の上、前もってお渡しできるように進めてまいります。

○川上委員

確認しますね。7月12日に専門委員会がありますと。専門委員の方にはいつ渡すのか。そのとき公表するのか、公表の時期は分からない、専門員に渡す時期は分からない、一つ、公表の時期が分からない。それから福祉文教委員会に提出する時期は、委員長と相談するということやったけど、いつを考えているのか。その3つを教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:34

再開 10:39

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

先ほどはすみません。決して、別に議会を軽視したわけではございません。今回一応要求等がっておりますけれども、専門委員の方に事前配付するときに、同時に議員さんのほうにも、当然できている冊子の形なんですけど、その分でデータなり冊子でお送りしたいと思いますので、当然開催は12日ですので、1週間かその前には当然開催通知と資料を送りますので、その時点では一緒に送りたいかと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、ご報告いたします。

今回ご報告いたします工事は建築一式工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、2件ともに、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。庄内児童館大規模改修(その1)工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1616万円、落札率97.50%で、株式会社春田建設が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。内野小学校屋内運動場長寿命化改修(外部)工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億876万8千円、落札率93.37%で、大和興業株式会社が落札しております。なお、ただいま報告いたしました2件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。

以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

庄内児童館大規模改修（その1）とあります。どういうことをするのでしょうか。

○教育総務課長

工事の概要につきましては、庄内児童館大規模改修工事としまして、飯塚市が策定しました学校施設長寿命化計画が、建物の建て替え等ではなく、機能回復が前提であるため、躯体等の変更は行いませんけども、建築工事としましては、外壁、内装の改修工事、また、屋根の防水工事。その中で主な工種としまして、照明関係はLED化としまして、トイレ、給排水管、空調設備、建具の複層ガラスへの更新など、また、浄化槽の設置、スロープの設置等バリアフリー化を行う改修工事を実施いたします。

○川上委員

ここはエアコン、空調関係はどうなってますでしょうか。

○教育総務課長

現在もエアコンにつきましては集会室のほうに設置しております。今回の改修工事におきましても、空調設備の更新を行います。改修工事では、設置するエアコンは、今回、容量等冷房機能の向上を図り、また、屋根の換気を図るため、換気扇等も設置する計画といたしております。

○川上委員

集会室というのは遊戯室と同じ意味ですか。子どもがバスケットボールをしたりするような空間。

○教育総務課長

管理棟の区分としまして、集会室とは別の様態で遊戯室がございます。遊戯室のほうでは専ら遊びとか、そういった機能を果たす施設でございます。

○川上委員

その遊戯室は、エアコンはどうなっているんですか。

○教育総務課長

遊戯室につきましては、エアコン整備の計画はございません。現在も扇風機等を設置し、換気等を行いながらの使用としております。近年、異常気象等により、特に気温が高くなった場合など、外での遊びもそうですが、エアコンを設置している集会室を活用するなど、遊戯室を使った運動や遊びには使用しないような、運用面での対応を図っております。

○川上委員

気温が高い場合は使用禁止にしておると。そういう児童館、遊戯室が多いと思うんで、7月の初めに、教育長と一緒に現地を見に行きましようという話をこの間からしているわけですけども、その2というのはあるのですか。

○契約課長

庄内児童館大規模改修（その2）工事は別途の契約でございます。これにつきましても、入札を行っております。契約額が3392万400円で、株式会社南里住建が落札をいたしております。

○川上委員

落札額は3千万円を超しているんですね。その2を報告しないのは、ルールがあるんですかね。

○契約課長

議会の委員会に報告するものとしてしまして、先例により、5千万円以上、1億5千万円未満の工事を報告するものとしております。

○川上委員

聞けば答えるということですね。今聞きました。

それで、その工事（その2）の内容をお尋ねします。

○教育総務課長

その1の区分につきましては、施設等で区分しております。その1が集会所及び管理棟に係りまして、その2につきましては遊戯室を改修する工事でございます。遊戯室ですので、機能回復を行う更新の、外壁と内装を含めて、先ほどもお申しのような改修工事を実施いたします。

○川上委員

3千万円かけて改修するけれども、エアコンはつけないので、一定の気温のときには、室温のときには使用を停止すると。そういうレベルにとどまるのに3千万円かけたというわけですね。そういうことですか。

○教育総務課長

こちらの工事概要につきましては、先ほど申しましたように屋根の防水から内装、内装につきましても、断熱性の高めた断熱材等の設置で、機能のほうも回復といいながらも向上を図りながら、エネルギー対策も講じた改修工事を行っておりますので、そのような金額の積算から、3千万円以上という形で改修工事を実施いたすものでございます。

○川上委員

その3はないでしょうね。

内野小学校屋内運動場長寿命化改修（外部）工事となっております。これはどういうことをするのでしょうか。

○教育総務課長

こちららも前提条件は、長寿命化——（発言する者あり）内野小学校につきましては、（発言する者あり）庄内ですね、すみません。庄内につきましては、その3はございません。

改めまして、内野小学校の小学校屋内運動場長寿命化改修工事の概要につきましては、こちらにつきましても、エネルギー消費量を抑える計画での外装工事、内部改装工事、屋根の防水工事、建具の改修工事、照明関係では、LED化、電気配線の更新、トイレの洋式化、給排水衛生設備の更新が改修工事の計画でございます。

○川上委員

分かりました。空調、エアコン関係についての考慮はどうなっていますか。ここは室温は上がらないんですか。内野小学校屋内運動場は。

○教育総務課長

内野小学校屋内運動場につきましても、エアコン整備につきましては、計画はいたしておりませんが、先ほど申しましたように、屋内運動場の空調関係については、エネルギー効率や消費量を抑える計画で実施をしております。こちらのほうも学校施設の安全管理の中で、室温等の確認を行いながら、子どもたちの安全安心な事業の取組を実施いたしております。

○川上委員

学校教室の冷房、エアコンの問題については、実現するまで十数年かかりました。その間に、お金がないというだけではなくて、このくらいの暑さは子どもは耐えて元気になるもんだというような議論もありましたし、それから内野小学校、高田小学校、八木山小学校など山間部の学校の場合は、風が入れば涼しいんですというような事実に基づかない説明もあつたりしたこともあります。その後、教室のエアコンの問題については、室温の実態調査を、片峯市長、しましたよね。時間おきに赤いのが幾つも出てきました。山間部の学校においても。それで、国の決断というのもあって、相まる形で実現していつているんだけど、今学校において、そういう児童館の遊戯室だとか体育館、屋内運動場などにおいても、やっぱり熱中症の危険とかあるわけじゃないですか。皆さん認めているように。これについて、エアコンを設置しないという方針はないのだろうと思いますけど、それだけ確認してもらえますか。

○教育総務課長

委員がご指摘の内容につきましては、現在エアコンを整備する具体的な計画等はございませ

んけれども、将来に向けてエアコンを設置しないとかいうことではございませんので、室温とか、そういうのを確認しながら、必要なときには計画のほうを検討していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 53

再開 11 : 11

委員会を再開いたします。

「閉会中の特別付託事件について」を議題といたします。お諮りいたします。本委員会として、「虐待の予防事業について」及び「図書館について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「虐待の予防事業について」及び「図書館について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。